２０２５年１０月

お客さま各位

萩山口信用金庫

「未利用口座管理手数料および自動解約」対象先の変更について

平素より、萩山口信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

萩山口信用金庫（理事長　椙山　一生）では、令和３年１月４日以降に新規開設をいただいている普通預金口座（無利息型普通預金を含みます）および貯蓄預金口座を対象に、当金庫の預金規定に基づき「未利用口座管理手数料」をいただいておりますが、昨今、未利用口座が不正譲渡や売買により金融犯罪に利用されているという実情を踏まえ、より積極的に対策に取り組むため、**全ての普通預金口座および貯蓄預金口座を対象**とすることとしますのでお知らせいたします。

当該手数料はこれまでと同様に、２年以上ご利用が無く、残高が１万円未満の普通預金口座および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃からお預入れ、払戻し、口座振替等のお取引をされている口座は対象となることはございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．変更時期

２０２６年３月３１日時点で対象口座の要件を変更

※変更時期までに下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

２．未利用口座管理手数料および自動解約の概要

（１）対象口座（**変更点あり※**）

預金種目	（変更前）令和３年１月４日以降に開設する以下の新規口座（**※削除**） （変更後）**以下の種目の全口座を対象とする** ・普通預金（無利息型普通預金を含む）　・貯蓄預金
未利用期間	決算利息以外の入出金等取引が２年以上ない口座
口座残高	１０，０００円未満
※ 統一名寄せ番号で紐づけられている顧客に以下の取引がある場合は対象外 〇預り金融資産取引がある場合（定期預金、積立定期預金、定期積金、保険等） 〇融資取引がある場合（手形貸付、証書貸付、割引手形、カードローン等）	

（２）未利用口座管理手数料（**現行通り**）

手数料金額	年間 １，３２０円（消費税込）

（３）対象口座の自動解約（**現行通り**）

自動解約の流れ	手数料を徴求した結果、口座残高が０円となった口座を対象に、翌月１５日（休日の場合は翌営業日）に自動解約します。

３．未利用口座管理手数料のご案内について

〇 本手数料の対象となる口座をお持ちのお客さまに、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」をお届けの住所に事前に送付させていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）

〇 ご案内後、一定期間（約３か月）経過後もお取引がない場合に、当該手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

４．口座の自動解約について

〇 残高不足などによって未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

以　上

【本件に関するお問い合せ先】

萩山口信用金庫　最寄りの営業店　または　総合企画部

総合企画部 TEL：**０８３－９０２－２７３０**